

篠崎 進士 法律事務所報



2015年 新春号

02

反社対応と法律事務所(弁護士)の役割 所長弁護士 篠崎芳明

03

平成26年会社法改正について 副所長弁護士 進士 肇

04

パートナー弁護士座談会 【自らの業務を語る】(その2)

06

民暴ABC 反社との面談・交渉の仕方について(その6) 弁護士 小川幸三

07

国選弁護事件のご紹介(起訴前弁護編) 弁護士 石黒一利

08

近況報告





反社対応と法律事務所 (弁護士) の役割

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 **篠崎 芳明**

実例に基づいて、反社対応と法律事務所（弁護士）の役割についてお話しします。

ケース1 暴力団員からの不当要求に毅然と対応すべく、社員2名が暴力団員Aと直接ファミリーレストランで面談し、要求には一切応じない旨を告知した。その帰途、Aの運転する自動車に社員2名がはねられ（ひき逃げ）うち1名が死亡し、1名が重傷を負った。犯人Aは検挙され、懲役20年の実刑判決を受けた（現在服役中）。

ケース2 右翼（標榜）団体Bを侮辱したとして、連日、大型街宣車で業務妨害を受けた事業者が、いわゆる手打ちの提案を受けたが拒絶して、裁判所に不作為の仮処分（街宣禁止）を申し立て、審尋手続を経由して決定を受けたところ、街宣活動は停止した。Bを被告として街宣活動に係る損害賠償請求訴訟を提起して認容された。

ケース3 証券会社が暴力団関連企業C（複数社）から一任勘定（運用を証券会社に任せる取引）の依頼を受け、30億円を預かり信用取引の方法にて運用したが、株価暴落により全額消失した。Cから元本と利回りの保証があったのだから30億円と利回り相当額を補填するよう要求され、Cを被告として債務不存確認訴訟を提起したところ、Cは反訴（30億円と利回り相当額の支払請求）を提起した。裁判所は、Cの主張する元本と利回りの保証があったとする証拠はないとして、反訴請求を棄却した。

ケース1は、暴力団員からの不当要求に社員2名が直接対応したところ、反発した暴力団員から危害を加えられた事例です。反社対応にあたって法律事務所が果たす役割の一つに、危害リスクの除去があります。不当要求に対して社員が直接対応するときは、紹介事例のようなリスクがありますが、法律事務所に委任するときは、「法律事務所に委任したから直接弁護士に問い合わせさせたい」と回答して、直接の交渉を回避することにより、担当社員の危害リスクが除去されます。

委任を受けた法律事務所は、受任したこと、今後は法律

事務所（担当弁護士）が対応するから依頼者の役員や社員に直接連絡してはならないこと、などを速やかに連絡します。担当弁護士名を特定して通知しますが、反社対応には所属弁護士全員があたる必要があり、受任者として所属弁護士名を連記します。弁護士介入通知にもかかわらず、その後も会社（社員）に直接不当要求行為を続けるときは、不当要求行為差止めの民事裁判手続に及ぶほか、刑事事件として警察への被害届を行うことにより、司法手続を通じて解決されることとなります。不当要求に対して、裁判外の交渉による解決を志向すれば、反社の思うつぼです。このようなときこそ民事裁判の出番です。ケース2、3はいずれも当初から当法律事務所が介入し、司法（裁判）手続により解決しました。

ケース2は、判例上認められている「人格権」を根拠に保全処分決定（街宣禁止仮処分決定）を得たところ、街宣活動が止まりました。仮にその後も街宣を継続するときは、威力業務妨害罪として刑事事件化（刑事告訴）したり、間接強制執行により制裁金の支払を求めるなどの手続に及ぶこととなります。このケースでは、街宣活動を差止めさせたばかりではなく、損害賠償請求を行い、これを認容する判決を得ました。勿論、その後に街宣活動をされることは全くありませんでした。

ケース3は、判決により証券会社に債務がないことが確認され、この判決が出た以降は無論のこと、訴訟提起後に暴力団から会社に対しては何らの接触もありませんでした。この事件は、警察もその推移を注目していたことから、民事訴訟に反発して暴力団が何らかの行為に及ぶときは刑事事件化されることが確実であることを、暴力団側が懸念したものと思います。

法律事務所には、司法（裁判）手続により困難を解決する使命と役割があります。

当法律事務所は、反社からの不当要求に対しては、あらゆる法的措置を工夫して、依頼者の安全、安心をはかりつつ、毅然と対応して、依頼者の期待に応えております。



平成26年 会社法改正について

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 **進士 肇**

平成17年に制定され平成18年5月に施行された会社法は、昨年、8年ぶりに大改正が行われ、今年4月から施行されるものと想定されています。会社法に対しては、近時、経営者である取締役の業務執行を実効的に監督・監査する仕組みが十分でないとか、企業グループ単位で事業が広く展開されている実情を踏まえ、組織再編時にグループ内各社における株主等の利益が損なわれないよう企業結合法制の整備が必要であるといった指摘がされ、本改正はこれらの指摘に対し、①企業統治のあり方、②親子会社に関する規制の整備、という観点から対応したものです。本稿では、本改正の内容を簡単にご紹介します。以下の条文番号はいずれも改正法のもので

1 企業統治のありかた

監査役（会）の代わりに、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設け、同委員会がある程度の経営評価機能を持つ「監査等委員会設置会社」の制度が新設されました（2条11号の2）。監査役会設置会社と指名委員会等設置会社（旧「委員会設置会社」）との中間形態と言われています。

また、社外取締役の選任義務づけは見送られましたが、代わりに、いわゆる上場会社で社外取締役を置いていない場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類に記載すると共に（法務省令改正予定）、当該事業年度に係る定時株主総会でその理由を説明することが必要になりました（327条の2）。

社外取締役及び社外監査役の要件が厳格化され（2条15号、16号）、独立性確保のために、議決権や血縁関係を背景とする支配従属関係を有する一定の者の社外性が否定されました。他方、社外要件を充たさない取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役も、会社との間で責任限定契約を結ぶことが可能になりました（427条1項）。

会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の内容の決定権限につき、従来取締役（会）に付与されて

いたものが、監査役（会）に付与されました（344条）。

公開会社において支配株主の異動を伴う募集株式の発行等を行う場合に、払込期日等の2週間前までに引受人に関する情報を株主に通知等し、通知等の日から2週間以内に総株主の議決権の10分の1以上を有する株主が反対の通知をしたときは、原則として株主総会の承認決議を要することになりました（206条の2ほか）。会社支配権の維持・争奪目的で行われる第三者割当増資に対する、一定の牽制になると考えられます。

2 親子会社に関する規制の整備

最終完全親会社等の総株主の議決権又は発行済株式の1%以上を有する株主は、子会社役員等に対する特定責任追及の訴えの提起を、会社に対して請求できるようになりました（多重代表訴訟。847条の3）。他方、特別支配株主は少数株主に対し、株式全部を現金対価で売り渡すよう請求できるようになりました（株式等売渡請求。いわゆるキャッシュアウト。179条～179条の10）。また、詐害的な会社分割等における残存債権者の利益を保護するために、承継会社に対し、承継財産の価額を限度とする債務履行請求ができるようになりました（759条4項ほか）。

3 その他

株主名簿閲覧請求につき、従来は請求者が会社の競業者であることが閲覧拒絶事由になっており、委任状争奪戦にあたってこの点が批判されていましたが、これが削除されました（125条3項ほか）。

以上、本稿では到底書き切れないほどの多数の重要な改正が行われています。是非一度、ご覧になった上で御社への影響をご確認いただくと共に、ご不明な点は何なりとご相談いただければ幸いです。

自らの業務を語る (その2)

寺嶋：続いて、当事務所パートナーの最古参、小川先生。

篠崎：小川先生は、うちの事務所何年目になりますか。

小川：平成4年入所なので、23年目ですね。もうすぐ銀婚式です（笑）。私は、そもそも司法試験受験の時から民暴弁護士を目指していました。修習中、友人に篠崎先生を紹介していただいたのですが、篠崎先生からは「今年は新人弁護士採用の予定はない。」と言われたにもかかわらず、「どうしても篠崎先生の下で民暴事件を勉強したいんです。」と無理に頼み込んで、入所させていただきました。

篠崎：そうでしたね。当時、あなたの熱意には打たれました。

平成4年入所という、暴対法が施行された年ですか。

小川：そうです。バブル経済の崩壊に伴い、地上げが途中で頓挫した不動産等の不法占拠があちこちで見られ、融資した金融機関からご依頼をいただいて民事執行法上の保全処分等不法占有者をつぎつぎ排除していきました。この保全処分は、平成3年ころから東京地裁執行部不動産執行係で積極的に発令されるようになった手続で、当時いらした当事務所の先輩弁護士が主任となって勝ち取ったばかりの決定が裁判官による解説書に掲載されるなど、日々実例が積み重ねられて理論が形成されていく感じでした。私も解説書等を読み込んで研究し、勝ち取った決定を抗告審の東京高裁裁判官に褒められたことがあります。あれは嬉しかったですね。

篠崎：事務所に寝袋を持ち込んで、よく徹夜で仕事をしていましたね。頑張ってくれるのは嬉しいけれど、体が心配でしたよ。

小川：あの頃は今より若かったですから。当時の武勇伝というか、苦労話はたくさんありますよ。まず・・・。

寺嶋：守秘義務に抵触しないようにお願いします（笑）。

小川：もちろんです（笑）。あの頃は、北は青森から南は宮崎まで、本当に全国各地に保全執行に行きました。某地方ではマンション、雑居ビルなど8物件を2日ばかりで執行し、不法占有者と話を付けていたり、別の地方では、倒産したビジネスホ

テルのおよそ50部屋に素性の知れない不法占有者がいたところを、一部屋一部屋占有者を特定して行って、全員排除したこともあります。またある時は、とある会社が倒産した後、本社ビルが一棟丸ごと風俗ビルにされてしまったという案件を担当して、クリスマスの日の出前から日没まで1日ばかりで風俗店の設備を撤去するという保全処分の執行をしたこともありました。途中で従業員の女性が出動してきたので「もうここで仕事できないから。ごめんね。」と言って帰ってもらったのですが、年の瀬、クリスマスという時期のせいもあってか、あの時は少し感傷的になりましたね。

寺嶋：当時、民事執行法上の保全処分に関して、実務が理論を形成していく過程に立ち会ったというのは、確かに貴重というか、得難い経験ですね。クリスマスの風俗ビル執行というのも（笑）。その種の保全処分、他に特にやり甲斐を感じた点などはありますか。

小川：保全処分では執行官と一緒に物件内に立ち入り、臨場する時が一番気合いが入りますね。警察に警備を要請した場合でも、室内への立ち入りは執行官と弁護士らしか認められないので、執行官と2人で、先方の7、8人に囲まれたりしたこともありました。その時も私が引かないので、後で執行官から「ハラハラした。」と言われました。

篠崎：民事執行法上の保全処分以外に、その後も、これは私や他の先生方もそうですが、不当要求排除事件、街宣禁止・面談強要禁止仮処分事件や、最近では金融機関等、企業の反社会的勢力との取引解消案件を継続して手がけていますね。

小川：はい。もともとそのような事件がやりたくて入所したので、大きなやり甲斐を感じながら取り組んでいます。

寺嶋：あと、我々同僚にも、小川先生と言えば民暴委員会の活動に非常に熱心、というイメージがあります。他の事務所の先生に事務所名を言うと、民暴委員会に関わっている先生からは大体、「民暴委員会で貴所の小川先生を知っています。」的なことを言われたりもしますし。

小川：（笑）。弁護士登録して最初の3年は日々の事件を間違いないくこなすのに必死で委員会活動を行う余力がなく、東京弁護士会の民暴委員になったのは4年目からですが、現在まで継続して活動しています。民暴委員会での活動・経験を踏まえても、篠崎事務所の経験値というか、スキルというか、そういったものは、本当に凄いと感じることが多々あります。

篠崎：小川先生は、私と同じく、警察大学校での警部任用課程の特別講義も担当していますね。

小川：はい。篠崎先生が担当されていた同講義の一部を担当させていただいています。もう13年目になります。この講義で、私は、受講する警察幹部候補生の方々に、「私は民暴弁護士



として警察とタッグを組んでお互い補い合い、市民のために戦ってきたい。」というメッセージを送っています。手前味噌ですが、毎回、そのメッセージに対しては割れんばかりの拍手を送って下さるので、私も毎回大感激しています。

寺嶋：ありがとうございます。では続いて杉山先生お願いします。杉山先生は何年目ですか。

杉山：平成11年に弁護士登録と同時に入所しましたので、今年で16年目になります。

寺嶋：もうそんなになるんだね。見た目とっても若く見えるけどね。

杉山：貫禄ないですか（笑）。私は自分について語るのには苦手なのですが・・・事務所が多様な業種のご依頼者様から法律顧問を仰せつかっているため、特に入所後数年は本当に多種多様な事件に関与させていただきました。司法試験受験時に選択科目で選択していない特別法や、そもそも選択科目にも指定されていない法律であっても、もちろん、「試験科目ではないので」という言い訳は通用しません。著作権侵害事件や海難事件に基づく損害賠償請求、建築紛争事件など、イチから関連書籍を買い漁って勉強する必要がある事件ほど印象に残っています。二兎を追う者は一兎をも得ずともいいますが、少なくとも自分にとっては、多様な事件を経験したことによって、ありふれた事件を処理する際でもいろいろな視点から検討することができたり、証拠の収集方法や評価のあり方にも有形無形に役立っていると思います。

寺嶋：先ほどの小川先生の民暴委員会というのもありましたが、杉山先生は知的財産法の分野で熱心に活動されていますね。

杉山：著作権法などの知的財産法については、ご縁もあり、登録後すぐに東京弁護士会知的財産法部に入会し、現在まで同分野の訴訟や法律相談のご依頼に対応している他に、書籍を数冊出版させて頂いたり、弁理士会や法科大学院で講義もさせて頂きました。自分が研鑽し、蓄えた専門知識や経験をわずかなりとも社会に還元できることは無上の喜びです。

寺嶋：知的財産権の判例百選に掲載された、有名な事件も担当していますね。

杉山：百選（第4版）10事件ですね。あの事件は登録間もない頃に必死で取り組んだ案件なので、とても印象に残っています。

寺嶋：現在係属中の知財の訴訟事件も複数抱えていて、当事務所では知財関連案件を一手に担当している杉山先生ですが、知財分野以外の事件では、こういったところに腐心さ

れているのでしょうか。

杉山：例えば、金銭の貸借などは、ごくありふれた案件だと思いますが、これについても、書類を偽造された、無断で名前を使われたなどいろいろな主張があり得ます。裁判は、証拠に基

づく事実認定ですので、「通常、Aという事実があった場合、いかなる痕跡が残ることとなるか」という経験則を常に意識しつつ、いかに効果的な証拠を集めるか、そして、集めた証拠をいかに効果的に自らの主張と結びつけるかに日々頭を悩ませています。

例えば、契約書作成日ころにはその場所（地域）に居住しておらず、行ったこともないとの相手方の主張に対し、同じ所に相手方に子供が産まれていたことに気付き、出生届を取り寄せてみたところ、当該地域の役所に本人の自筆で住所や氏名が記載された出生届が提出されていたことが判明した、ということがありました。通常、出生届は契約の作成には直接関係がない事柄ですが、経験則に基づく推理で間接事実を結びつけ、立証が奏功したケースと言えるのではないかと思います。

これに限らず、いろいろな分野の案件を横断的に経験したことが日々の仕事にフィードバックされていることを実感しています。

寺嶋：我々の仕事は、本当にそういうものですね。他に何かありますか。

杉山：当然のことですが、弁護士になればすぐに満足のいく業務がこなせるわけではありません。例えば、私が多く担当している交通事故の案件の場合、一見典型的な事案のように思われても、診断書や診療報酬明細書などに記載された事項の重要部分については、全て改めて正確に理解し、把握する必要があります。そのような場合、必要に応じて医学文献を入手して勉強することもままあります。当然、そうした文献は医学関係者の専門知識を前提に書かれたものが多く、門外漢にはなかなか内容把握が困難ですが、そんな時は、すでに亡くなられた大先輩の弁護士が「弁護士は何でも知っているいいんだ」と仰っていたことを思い出し、自分を叱咤して取り組んでいます。

寺嶋：ありがとうございます。丁度時間も来たようですし、紙幅の都合もあると思われますので（笑）、「パートナー座談会」はこの辺りで終了ということにさせていただきます。皆様、本日は有り難うございました。

篠崎：あれ、寺嶋先生の話はないの。

寺嶋：今日は司会を担当させていただいておりますし、私の話はまたいつの日か、事務所報に単独原稿として掲載をお願いします（笑）。

篠崎：了解しました（笑）。皆様、本日は有り難うございました。今後とも、パートナー一同、またアソシエイトの先生方や事務局スタッフも一丸となって、全力で人権擁護と社会正義のために良い仕事をして行きましょう。

一同：有り難うございました。

以上





民暴ABC

反社との面談・交渉の仕方について(その6)

弁護士 小川 幸三

弁護士 担当者の心構えについて、前回まで「毅然として」、「怖がらない」、「しゃべりすぎない」について説明してきました。今回は、「無理をしない」について説明します。

不動産会社管理部長 具体的にはどういふことですか。

弁 そもそも民事介入暴力というのは、反社会的勢力が私人間の権利関係に暴力装置の威力を背景に不当要求を実現することで、「如何に警察に逮捕されずに如何に大きな利益をあげるか」という彼らの「経済原理」によって手段が深化したもののなのです。これについては、改めて説明しますから覚えておいて下さいね。

部 はい。

弁 彼らが生の暴力を繰り出せば警察に逮捕されるわけですから、彼らは今にも暴力を振るうかのように装いながらも決して暴力を振るわないのです。これが彼らの「経済原理」に裏打ちされた民事介入暴力の結論なのです。

また、現在は暴対法上の組長責任制度がありますので、指定暴力団の組員はなおさら暴力行為にはできません。

部 なるほど。

弁 しかし、もともと彼らは粗暴で喧嘩上等で生きてきたわけで、彼らの「経済原理」も、彼らが警察に逮捕されることは割に合わないのだと学習して初めて、彼らを拘束する原理となりますし、暴対法も指定暴力団組員以外の反社会的勢力には適用されないのです。

したがって、彼らがこの「経済原理」に拘束されず、市民に生の暴力を繰り出すことも現実にあります。

部 怖いですね。

弁 そう、怖いものなのです。部長は、命とお金、どちらが大事ですか。

部 それは命です。お金はまた稼げばいいですが、失った命は返ってきません。

弁 そうです。民事介入暴力に遭遇したとき、私たちが目指すべきものは、生命身体の安全を図りながら彼らの不当要求を拒絶することです。彼らの不当要求を拒絶した結果、命を落としたり怪我をしたというのであれば、それは敗北です。それであれば、むしろ不当要求に屈してでも身を守った方が遙かにいいのです、取り返しがつきませんから。正義よりも命、いや、愛する女房子供のために生きることこそ正義です。これが「無理をしない」の第1の意味です。

部 判りました。身を守るのに何かいい方法がありますか。

弁 危険を感じたら逃げることです。そして、助けを求める

ことです。まあ、そうならないように予防する方法もあります。先ず、彼らの暴力スイッチが入らないようにすることが重要です。実は、彼らは市民や企業、行政を捕食対象としており、自分たちよりも格下に見ています。したがって、その格下と見ている市民や企業担当者・行政担当者が彼らを恐れずに要求を毅然と拒絶するだけで、彼らは格下から舐められた、面子を潰されたと感じ、それだけで暴力スイッチが入ってしまうのです。暴力スイッチが背中の中の首の下あたりにあるんです。

部 それ、「やる気スイッチ」じゃないですか？

弁 そうとも言います。受験生がんばれっ!

部 そうとも言いませんし、受験生は読みません! だいたいおもしろくありません。

弁 すみません。事務の〇〇が、今回ギャグがないと言うので、ムリムリ入れてみました。

部 いらしません。

弁 すみません。話戻します。同じ拒絶の回答であっても弁護士がするのと企業担当者がするのでは彼らの怒りの沸点が異なります。それは弁護士を格下とっていないのではなく、弁護士が相手だと暴力装置の威力を背景とする不当要求が通らず、逆に逮捕のリスクが高まると彼らが考え、彼らの方で暴力スイッチが入らないように自制をしているのです。そこで、この弁護士が被っている衣をみなさんも被るという方法があります。つまり、弁護士に対するのと同じように企業担当者に対して暴力装置の威力を示せば逮捕されるリスクが高まると思いこませればいいのです。

部 具体的にはどうすればいいのですか。

弁 当該不当要求行為について既に弁護士に相談して、その結果であることをさりげなく言うのです。本件について既に弁護士が関与していることが彼らに伝わることによって彼らの暴力スイッチに自制がかかるのです。

部 でも、弁護士がこういっていると言うと、彼らから「何でもかんでも弁護士に相談するのか?これくらい自分の頭で考えろ!」と言われたことがあるのですが。

弁 それこそ彼らのウィークポイントを突いている証拠ですよ。前にもお話ししましたように、弁護士に相談して何が一番いい結論かを導き出そうとすることが当社の誠意だと言えはいいのです。「無理をしない」の第2の意味については、おっと紙面が尽きてしまいました。これは次回にしますね。

(続く)



国選弁護事件のご紹介(起訴前弁護編)

弁護士 石黒 一利

1. 最初はくじ引きから!?

東京地裁管内における国選弁護事件の受任については、名簿登録をしている弁護士に担当日が割り振られ、その担当日に法テラスへ行き、法テラスの推薦をもらった後に東京地裁刑事14部から国選弁護人に選任してもらうという流れとなります。

もっとも、担当日に割り振られている弁護士は一人だけではないことから、その日に勾留決定された被疑者の数よりも、担当を割り振られた弁護士の数の方が多いこともあります。

その場合はどうするのか? 早い者順? いいえ。法テラスに集まった弁護士たちでくじ引きをします。

そして、1番くじを引いた弁護士から番号順に事件を閲覧し、事件を1件だけ選択し、次順位の弁護士に事件を回していきます。当然、勾留決定された事件数が少なければ、自分が引いたくじの番号まで事件が回ってこないこともあるので、その日はお役御免ということになります。

2. 接見禁止は大変です!?

国選弁護人に選任されてまず行くことは、被疑者との接見です。

被疑者は勾留質問が終わってもすぐに各警察署の留置施設に戻らず、他の被疑者の勾留質問がすべて終わるまで、東京地裁地下1階にある施設で待機しています。

そのため、裁判所から国選弁護人に選任してもらうと同時に接見希望を出し、直ちに初回接見を行います。

被疑者に対して、自己紹介及び挨拶を済ませた後にまず確認しなければならないのは、被疑事件の認否とともに、接見禁止の有無です。というのは、接見禁止が付いていると、弁護士以外の第三者は被疑者と面会ができないだけでなく、服及び現金以外の物の差入れが禁止されるからです。

また、逮捕・勾留されている被疑者は精神的にも追い詰められています。家族や友人と接見できれば、被疑者も精神的に楽になりますが、接見禁止が付くと、被疑者の話し相手は、留置場の同室者のほかに、弁護士しかいないのです。

しかも、取調べがない日は一日中何もやることはありません。そのため、本の差し入れを頼まれることもあります。その場合には、被疑者の家族や友人と連絡を取り、本を預かり、これを差し入れるという作業が必要となります。ちなみに、警視庁管内では、1日に差し入れることができる本は5冊までなので、本の差し入れが何日も続くこともあります。

ということで、接見禁止が付くと、弁護人の仕事はぐぐっと増えるのです。

3. 示談交渉は時間との勝負!?

さて、自白事件の場合に最も重要な弁護活動は、不起訴処分になるように被害者と示談を成立させることです。

勾留期間は、検察官が裁判所に勾留請求をした日を1日目とし、そこから10日間ですが、ほとんどの事件で更に10日間延長されるので、合計で20日間となります。

もっとも、勾留決定は、検察官が裁判所に勾留請求をした日の翌日以降になることから、勾留決定後に選任される国選弁護人の弁護活動の期間は、最大で19日間しかなく、まさに時間との戦いとなります。

しかも、刑事事件においては、時間だけでなく、お互いの立場の面においても、圧倒的に被害者有利な状況ですので、刑事弁護の示談交渉はかなり骨が折れる仕事となります。

4. 国選弁護活動の行方は!?

検察官は勾留期間の満了日に、起訴、不起訴、又は処分を保留して釈放するかという判断を下します。

といっても、通常、検察官の処分方針は勾留期間満了日の前日までに決まっているので、勾留期間満了日の前日までに示談書を被害者と取り交わし、かつ、これを担当検察官に提出しなければなりません。それだけでなく、検察官に面談又は架電し、寛大な処分をするように交渉することも必要となります。

無事に不起訴処分又は略式命令となれば、被疑者は釈放され、国選弁護人の仕事は終了となりますが、万が一、公判請求されてしまうと、被疑者国選弁護人から被告人国選弁護人に自動的にスライドし、引き続き弁護活動を行うことになります。

5. 最後に

当事務所には刑事事件に精通した弁護士が所属しておりますので、私選での弁護だけでなく、被害者となられた場合の被害者代理人としての対応も行っております。どうぞお気軽にご相談ください。

なお、もし機会があれば、次は公判請求後の弁護活動をご紹介させていただきます。

近況報告



弁護士 篠崎 芳明

運動不足を解消するために、体操の先生に定期的においでいただき、その指導の下に継続的な運動を続けた結果、体重の減少とおなか周りが劇的に細くなったと各所で広言しておりました。ところが少し油断したところ、またまた元に戻ってしまいそうです。お恥ずかしいかぎりですが一念発起して再挑戦する所存です。



弁護士 進士 肇

昨年8月半ばから、一念発起して「低糖質ダイエット」を開始しました。米その他穀物類（加工品含む）、パン、麺は食べませんが、それ以外の物（肉、魚、野菜、乳製品、発酵食品など）はいくら食べても構わないと、自分なりのルールを作って実行したところ、2ヶ月で5kgの減量に成功。その後踊り場を迎えましたが、年末年始にかけてまた、体重減少傾向にあります。今年2月の東京マラソンは、近年にない軽い身体で走れそうで、楽しみです。



弁護士 小川 幸三

昨年は東京弁護士会民暴委員会が「反社会的勢力を巡る判例の分析と展開」を出版しましたが、評判は上々。私も寄稿しております。一昨年来、クライアントの暴力団との一切の取引を含む関係遮断を推進するとともに、取引に隠れた暴力団の犯罪を見つけ出し日本全国の警察と連携して刑事事件化を進めています。他方、暴力団を脱退した者または暴力団員のレッテルを貼られた人の救済支援にも心をくだいております。



弁護士 寺嶋 毅一郎

あけましておめでとうございます。正月といえば雑煮ですね。子供のころは「年の数だけ食べる」と言われたりもしましたが、どう考えても無理な年です。しかし、この年になって最近とみに、餅を「うまい」と思うようになりました。亡父は晩年、冬の間にじゅうずと、くたくたに煮込んだ雑煮を好んで食べていましたが、DNAが働きましたのかもしれません。本年もどうぞよろしくお申し上げます。



弁護士 杉山 一郎

先日子供の運動会を見に行ったら、突然「こんにちは」と話しかけられました。振り返ると見覚えのある男性が…。すぐにお名前を思い出せず頭をフル回転させていると、「〇〇社の△△」ですと。お世話になっているご担当者なのに、服や状況が異なりすぐに分かりませんでした（ごめんなさい!）。世間の狭さを実感しました。



弁護士 中山 祐樹

昨年は、夏休みを利用して四国に出かけました。松山坊ちゃんスタジアムで行われたひびきのプロ野球チームの試合2連戦を観戦しながら、徳島、香川、愛媛の三県を回りました。惜むらくはチームが連敗を喫したことでしたが、阿波踊り、金比羅山の石段登り、道後温泉など、各地の名所、名物を堪能できました。



弁護士 石黒 一利

昨年は次男が誕生したこともあり、丸一日潰れてしまうゴルフの回数をぐっと減らし、その代わりに半日で足りる草野球に参加していました。私にとっては家族サービスのための大きな時間節約術と思っていたのですが、妻にとっては五十歩百歩のようです。先日、義父からゴルフレッスンのDVDを借り、ゴルフ熱が再燃しているので、今年はもう少しだけゴルフを増やせないかなと思案しているところです。



弁護士 鈴木 哲広

お陰様で弁護士5年目に入ります。最近、食生活を改善すべく、わが家のご飯をはやりの発芽玄米に替え、野菜中心の生活にシフトしました。宮沢賢治ばりに一日に玄米4合…とはいきませんが、味噌と少なからぬ野菜を食べ、健康に留意して、雨にも負けず東奔西走していきたいと思えます。本年も何卒よろしくお申し上げます。



弁護士 鶴岡 拓真

先日、友人の結婚式で沖縄に行ってきました。羽田空港を朝6:30出発の飛行機に乗るといふ少々無理のあるプランでしたが、その甲斐あって、沖縄の海でダイビングができました（インストラクター付きの体験ダイビングですが）。小笠原諸島で経験して以来2度目でしたが、潜って見た海は別世界に見えるほどきれいで素晴らしいです。ライセンスを取得しようかと真剣に考えています。



弁護士 山口 和男(客員)

アベノミクスによる最大の成果としての為替の円安も、近頃は1ドルが110円を超える傾向にある。この傾向は大企業にとっては追い風となるが、中小企業にとっては輸入物資等の高騰等が経営を悪化させる傾向が深刻に指摘されている。これらにも増して、一般消費者の可処分所得の増加は、十分な成果を挙げていない現状にある。この秋における政府の対応としては、この難問に対する迅速な処理が求められており、その成果を神に祈るような気持ちで期待している昨今である。



弁護士 清水 恵介(客員)

堀龍児先生のご稀記念論文集『船舶金融法の諸相』（成文堂）に、「船舶金融と船舶抵当権」を執筆しました。思えば、堀先生とご縁は、当近況報告欄で触れた拙稿に堀先生が関心をもたれたことが始まりでした。その他、実践成年後見誌51号と53号に論稿と評釈を、また、みんけん（民事研修）誌688号に担保法の論稿を執筆しました。



税理士 藤代 節子

いよいよ相続税の増税が始まります。相続税が掛からないボーダーライン基礎控除額が従前の6割に縮小され、高額税率もアップします。今まで関係なかった方でも相続開始後10ヶ月以内の申告書提出や納税が必要となってくる場合もあるかと思えます。1つの不動産に複数の相続人といった、分けられない相続に直面することも増えそうです。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

